

平成十八年四月二十一日受領  
答弁第二二五号

内閣衆質一六四第二二五号

平成十八年四月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する質問に対する答弁書

一について

国会議員から資料の提供の要求があった場合には、可能な限り協力すべきものと考えている。

二及び七について

国会議員からの資料の提供の要求について、提供すべき資料の範囲が法令上定められているわけではないが、外務省としても、可能な限り協力すべきものと考えている。

三について

最新の「外務省員手帳」（以下「手帳」という。）は、平成十五年六月に作成されたものである。

四について

手帳は、秘密に指定されていない。

五について

手帳には、給与、休暇等外務省の職員の勤務にかかわる諸制度等が記載されている。

六について

鈴木宗男衆議院議員から本年四月四日付けの文書により御指摘の資料要求があり、同月七日付けの文書で回答した。

八について

手帳について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があつた場合には、同法の規定に従って対応することとなる。